

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（訪問リハ・介護予防訪問リハ）

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

チェック ↓	変更があった事項 提出書類	法人に関する 変更		事業所に関する変更							加算				休止	再開	廃止
				運営規程				介護給付のみ		予防 のみ							
		法人の 名称 ・所在 地 ・代表 者	法人の 電話 番号 ・F A X 番 号	事業 所の 名 称	事業 所の 電 話 番 号 ・F A X 番 号	事業 所の 名 称	事業 所の 所在 地	営業 日・営業 時間	従業 員の 変 更	利用 料	通常の 実施 地域	※ト リハビ リテー ション マネジ メン ト I F E 関連 加算	移行 支 援 加 算	事業 所評 価 加 算 の申 出	特別 地 域 加 算	中山 間 地 域 の 小 規 模 事 業 所	サ ー ビ ス 提 供 体 制 強 化 加 算
	変更届出書（様式第4）	○ 注6	○	○	○	○ 注6	○	○ 注7	○	○ 注1	○	○					○
	法人の登記事項証明書の写し	○															
	事業所一覧	○ 注2	○ 注2														
	運営規程の新旧対照表（参考様式10）						○	○	○	○ 注1	○	○					△
	運営規程						○	○	○	○ 注1	○	○					○
	「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（参考様式1）【変更日から4週間分】 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載				○ 注3 注4			○	○								○
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の雇用関係がわかるもの				○ 注4												
	資格証明書（写）（婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認ができる書類を添付）【合格証書は不可】								○		○ 注1						
	・事業所平面図（専用区画変更の場合は変更前も添付） ・主たる場所の写真			○													
	介護給付費算定に係る届出書（別紙2）											○	○	○	○	○	○
	介護給付費算定に係る一覧表（別紙1、別紙1-2） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること											○	○	○	○	○	○
	サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-2）																●
	訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出（別紙17）																●
	移行支援加算計算書（別添22）																●
	中山間地域の小規模事業所（規模）（別添13）																●
	休止届出書（様式第6）															○ 注5	
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・職員の募集広告等															○ 注5	
	再開届出書（様式第5）																○
	廃止届出書（様式第6）																○
	・利用者の引継状況が分かる書類（任意様式） ・休止および廃止における誓約書（参考様式13） ・指定（更新）通知書の原本（みなし指定を除く）																○

注1) 人員変更是特例措置があります。詳しくは、介護保険指定・指導グループHP又は事業者講習会資料を参照してください。

注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付し、高齢福祉課及び2福祉相談センターのうち、関係する全機関に届出ください。

注3) 運営規程に兼務関係の記載がある場合、兼務関係に変更があったときは、運営規程の当該部分を変更する必要があります。

注4) 住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。

注5) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出（最長6か月）であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。

注6) 法人の代表者又は管理者を変更する場合は「3変更の内容」に法人代表者又は管理者の氏名（ふりがな記載）、生年月日、郵便番号、住所を必ず記載してください。

注7) 市町を超える移転の場合は面図相談の上、変更日の前々月末日までに変更届を提出してください。なお場合によって追加資料を求めることがあります。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください